

沿岸広域振興局長告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年8月3日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1） 路線名 宮古岩泉線
  - （2） 供用開始の区間
    - ア 宮古市長根一丁目60番3地先から館合町125番5地先まで
    - イ 宮古市山口第14地割84番1地先内
  - （3） 供用開始の期日 平成22年8月3日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
    - イ 期間 平成22年8月3日から同年9月3日まで
- 2（1） 路線名 重茂半島線
  - （2） 供用開始の区間 宮古市重茂第1地割19番18地先から35番2地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成22年8月3日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
    - イ 期間 平成22年8月3日から同年9月3日まで